

▶▶ 年末（最終）・年始（最初）のごみ収集日 ◀◀

地区名	燃やせるごみ	燃やせないごみ ペットボトル	資源ごみ A	資源ごみ B	有害ごみ	容器包装 プラスチック
川崎・玉川・清流	12月30日(土) (臨時) 1月4日(木)	12月22日(金) 1月12日(金)	12月27日(木) 1月10日(水)	12月26日(火) 1月9日(火)	12月15日(金) 1月19日(金)	12月29日(金) (臨時) ※缶・びんは 出せません。
羽東		12月26日(火) (臨時) 1月16日(火)	12月27日(木) 1月10日(水)	12月22日(金) 1月5日(金)	12月12日(火) 1月9日(火)	
羽中		12月27日(木) (臨時) 1月17日(木)	12月26日(火) 1月9日(火)	12月22日(金) 1月5日(金)	12月13日(水) 1月10日(水)	
羽加美・羽西		12月27日(木) (臨時) 1月17日(木)	12月22日(金) 1月5日(金)	12月26日(火) 1月9日(火)	12月13日(水) 1月10日(水)	
小作台		12月20日(水) 1月10日(水) (臨時)	12月26日(火) 1月9日(火)	12月22日(金) 1月5日(金)	12月27日(木) 1月24日(木)	
神明台一・二丁目	12月30日(土) (臨時) 1月5日(金)	12月26日(火) 1月9日(火)	12月22日(金) 1月5日(金)	12月27日(木) 1月10日(水)	12月19日(火) 1月16日(火)	
神明台三・四丁目		12月21日(木) 1月4日(木)	12月25日(月) 1月8日(月)	12月27日(木) 1月10日(水)	12月14日(木) 1月11日(木)	
双葉町・緑ヶ丘三 丁目・羽武蔵野・ 五ノ神武蔵野・川 崎武蔵野		12月28日(木) 1月11日(木)	12月27日(木) 1月10日(水)	12月25日(月) 1月8日(月)	12月21日(木) 1月18日(木)	
富士見平		12月25日(月) (臨時) 1月15日(月)	12月28日(木) 1月4日(木)	12月27日(木) 1月10日(水)	12月11日(月) 1月8日(月)	
五ノ神		12月27日(木) 1月10日(水)	12月25日(月) 1月8日(月)	12月28日(木) 1月4日(木)	12月20日(水) 1月17日(水)	
緑ヶ丘一・二・四・ 五丁目		12月27日(木) 1月10日(水)	12月25日(月) 1月8日(月)	12月28日(木) 1月4日(木)	12月20日(水) 1月17日(水)	
栄町		12月27日(木) 1月10日(水)	12月28日(木) 1月4日(木)	12月25日(月) 1月8日(月)	12月6日(水) 1月17日(水) (臨時)	

* 通常の収集時間と異なります。必ず朝8時までに出示してください。

* 29日(金)の容器包装プラスチック臨時収集日には、缶・びんは収集しませんので注意してください。

* 「容器包装プラスチック」は、きれいな状態のもので、(半)透明のレジ袋に入れて出示してください。

◀ペットボトル・白色トレイ・紙パック(拠点回収)の出し方について▶

* 12月30日(土)～1月3日(水)の間、排出できません(拠点回収ボックスは一時撤去またはふた閉めをします)。

* 年始は1月4日(木)午前8時以降に順次ふた開けを開始しますので、それまでの間は各家庭で保管してください。

▶▶ 粗大ごみの処分 ◀◀

【自宅収集する場合】 粗大ごみ受付センターに電話で予約をしてください。 ☎ 570-7733

※受付は12月28日(木)まで行いますが、年内に収集できない場合もあります(28日受付分は1月4日以降の収集になります)。

※収集に伺う日までに、必ず品目に該当する粗大ごみシール(200円～1,900円)を購入し、予約したものに貼付してください。

【直接搬入する場合】 搬入受付時間 月～金曜日の午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

※年末の搬入は12月28日(木)まで、年始は1月4日(木)からとなります。 問合せ リサイクルセンター ☎ 578-1211

▶▶ し尿汲み取り ◀◀

年内は、12月27日(木)まで汲み取りをします。12月26日(火)の午後3時30分までに予約をしてください。

年始は、1月4日(木)から受付開始、5日(金)から汲み取りをします。

▶▶ ごみ収集 カレンダーについて ◀◀

今お使いのごみ収集カレンダーは、平成19年3月までのものです。1月以降もそのままお使いください。平成19年度(19年4月～20年3月)のごみ収集カレンダーは、広報はむら平成19年3月15日号と一緒に配布する予定です。

問合せ 生活環境課生活環境係

▶▶ 年末年始の休日診療 ◀◀

	休日診療 午前9時～午後5時	休日準夜診療 午後5時～10時	休日歯科診療 午前9時～午後5時
29日(金)	小崎クリニック ☎ 554-0188	平日夜間急患センター ☎ 555-9999	あさひ公園通り歯科医院 ☎ 555-7904
30日(土)	わかくさ医院 ☎ 579-0311	高沢病院(瑞穂町) ☎ 556-2311	生駒歯科羽村診療所 ☎ 555-3139
31日(日)	小作駅前クリニック ☎ 578-0161	平日夜間急患センター ☎ 555-9999	いながき歯科 ☎ 555-6018
1日(月)	羽村相互診療所 ☎ 554-5420	大聖病院(福生市) ☎ 551-1311	井上歯科医院 ☎ 554-7735
2日(火)	山川医院 ☎ 554-3111	渡辺医院(瑞穂町) ☎ 553-0815	うすい歯科医院 ☎ 579-1199
3日(水)	栄町診療所 ☎ 555-8233	大聖病院(福生市) ☎ 551-1311	宇野歯科医院 ☎ 555-8241

問合せ 保健センター ☎ 555-1111

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 平成 18 年度に、一般事務職 7 人 (3 人)、一般技術職 2 人 (0 人) 保健師 1 人 (1 人)、合計 10 人 (4 人) を採用しました。(※ () 内は女性職員数)

(2) 平成 17 年度における職員の退職の状況は次のとおりです。

定年退職	普通退職	勸奨退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	期間満了	合計
6	6	4	0	0	0	1	17

(3) 部門別職員数の状況 (4 月 1 日現在)

部門	職員数		前年比
	平成 18 年度	平成 17 年度	増減
議 会	7	6	1
総 務	97	98	△ 1
税 務	25	25	0
民 生	95	98	△ 3
労 働	0	0	0
衛 生	26	27	△ 1
農 水	2	2	0
商 工	4	5	△ 1
土 木	34	35	△ 1
教 育	51	51	0
水 道	15	16	△ 1
下水道	6	6	0
その他	18	18	0
合 計	380	387	△ 7

「羽村市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免の状況や給与の支給状況、各種休暇など職員の勤務条件などについて、市民の皆さんに広く知っていただくため、その概要をお知らせします。

問合せ 職員課

2. 職員の給与の状況

(1) 職員給与の状況 (普通会計予算) (単位：人、千円)

職員数 (A)	給与費				1 人当たり給与
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	(B / A)
平成 18 年度 335	1,386,794	387,622	629,599	2,404,015	7,176
平成 17 年度 340	1,420,484	397,181	632,043	2,449,708	7,205

※職員数については特別会計 (一部除く)、企業会計および派遣職員を除く数値です。

(2) 職員の平均給料、平均給与、平均年齢 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
羽村市	353,339 円	455,082 円	41 歳 3 か月	332,379 円	399,993 円	47 歳 4 か月
東京都	361,557 円	476,200 円	43 歳 6 か月	333,526 円	429,722 円	47 歳

※給与の詳細については広報はむらまたは市ホームページをご覧ください。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、保育園に勤務する職員など一部を除き、下記のとおりです。

勤務時間は週 40 時間を原則としています。



(2) 職員の休暇

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があり、休暇制度の他に育児休業制度があります。

①年次有給休暇の平均取得状況 (単位：日)

区分	平均日数
平成 17 年 1 月 1 日～12 月 31 日	9.45
平成 16 年 1 月 1 日～12 月 31 日	9.25

※ 1 日は 8 時間で換算

②育児休業の取得状況 (単位：人)

区分	男	女	合計
平成 17 年度	0	17	17
平成 16 年度	0	19	19

※前年度から引き続き取得者含む

③特別休暇の種類

公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、子の看護休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇およびリフレッシュ休暇があります。

4. 職員の分限および懲戒処分の状況

○分限は地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持向上を目的に、任命権者が職員の意に反して、降任、免職、休職の処分を行うものです。

○懲戒は地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持を目的として、任命権者が職員に対して、戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。

①分限処分 (単位：人 平成 17 年度実績)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	6	6
その他適格性の欠如	0	0		0
職制・定数の改廃など	0	0		0
刑事事件に関する起訴			0	0

②懲戒処分 (単位：人 平成 17 年度実績)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(単位：人 平成 17 年度実績)

区分	違反数
職務命令等に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の禁止	0
営利企業等の従事制限	0

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修

職員の能力の開発向上を目的として各種研修を実施しています。

(単位：人)

区分	受講者数	備考
一般研修	1,011	新任研修、人事考課研修、情報セキュリティ研修、目標管理研修 など
実務研修	538	プレゼンテーション研修、ホームページ研修、ビジネス文章研修、人権啓発研修、コーチング研修 など
特別研修	980	AED 研修、環境研修、行政課題研修、交通安全講習会、e-ラーニング研修、IT 研修 など
派遣研修	227	東京都市町村職員研修所、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所 など

(2) 勤務成績の評定

職員の職務実績について客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発・指導育成、配置異動、昇任選考などに反映し、公正かつ科学的な人事管理を行うことを目的に、毎年度 1 月 1 日を基準日として評定を実施しています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は厚生制度が羽村市職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は下記のとおりです。

また、厚生福利制度とは別に職員の公務上の災害、通勤時の災害により、職員が負傷または死亡した場合などの補償を目的として公務災害補償制度が規定されています。

①厚生福利制度

実施主体	内容
羽村市職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、自己啓発などに対する助成事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。 事業の財源は市から交付される負担金と職員の会費で運営。
東京都市町村職員共済組合	職員およびその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡等に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の大別して 3 つの事業を実施。

②公務災害補償 (単位：件)

区分	平成 17 年度	平成 16 年度
公務災害	0	1
通勤災害	0	1

8. 公平委員会の業務の状況

(単位：件)

職員は公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局により適当な措置がとられるべきことを要求すること、また、懲戒その他、意に反する不利益な処分に関し不服の申し立てをすることができます。申立て件数は、右記のとおりです。

区分	平成 17 年度	平成 16 年度
勤務条件に関する措置要求	0	0
不利益処分に関する不服申立て	0	0

健康＋ガイド

平成 18 年度健康づくり標語

「始めよう 健康づくりは 未来の宝」

問合せ 保健センター

☎555-1111(市役所代表)

出産準備クラス (母親学級)

妊娠、出産、赤ちゃんとの生活についてお話しします。直接会場へお越しください。

日時 1月11日・18日、2

月1日(いずれも木曜日・全3日)午後1時15分～4時

会場 保健センター

持ち物 母子手帳、筆記用具
対象 市内在住の妊婦の方

※妊娠5か月以降の方は、早めに参加してください。

※お子さんを連れての参加は、ご遠慮ください。

胃がん・肺がん検診

日時 1月16日(火)午前8時～

会場 保健センター

対象 40歳以上の市民の方

定員 50人

内容 胃がん・肺がん検診
※喀痰検査は、喫煙者および希望者に行います。

費用 無料

申込み 12月19日(火)午前8時

30分前電話で保健センターへ
※会社などで受診する機会がある方は、ご遠慮ください。

献血にご協力を お願いします

冬場から春先にかけては、献血者が減少しがちです。

羽村市献血推進協議会では、

1月24日(水)に羽村駅東口、3

月23日(金)に市役所で献血を行います。

多くの皆さんの心温かいご協力をお願いします。

詳しくは、広報はむら1月1日号および3月15日号をご覧ください。

平日のご協力が無理な方は、立川献血ルーム(問合せ…)J

6か月児・9か月児健診を受けましょう

赤ちゃんが満6か月、満9か月になったら、無料で医療機関の健診を受けることができます。

3～4か月児健診後の大事な健診です。受け忘れのないようにしましょう。

受診券は3～4か月児健診時に保健センターでお渡ししています。

お手もとにない方は、保健センターで受け取ってください。念のため、母子手帳を持ってくるください。

受診方法

都内の契約医療機関に電話予約後受診してください。

受診期間

- 6か月児健診 満6か月から満8か月になる日の前日まで
- 9か月児健診 満9か月から満11か月になる日の前日まで



▲大きくなったかな？
(体重測定の様子)

R 立川駅ビル・ルミネ立川店
9階 ☎527-1114(0) を
利用してください。
立川献血ルームでは、骨髄ド
ナー登録の受付もしています。

新生児訪問を 利用しませんか！

出産後の育児に心配はありませんか。助産師または保健師が家庭訪問して、赤ちゃんの体重を測定し、母乳などについての育児相談に応じます。

おおむね生後2か月くらいの赤ちゃんが対象です。

第2子以降の方もぜひ利用してください。

申込みは、「出生通知票」を保健センターに
郵送するか、電話でもどうぞ。

※「出生通知票」は母子手帳配付時にお渡ししています。



▲「おうちでの様子はどうですか？」
(家庭訪問の様子)